

基本方向7 公正で効率的なごみ処理システムの構築

基本取組7 - 1

ごみ処理の有料化等経済的手法の活用

1 取組の内容

(1) ごみ減量化対策における経済的手法の検討

ごみの排出抑制と処理経費の負担の公平化のため、家庭系ごみの有料化など経済的手法の活用について検討を行います。

主体	役割
住民	-
事業者	-
市町	経済的手法の活用に関する検討の実施
県	経済的手法に関する情報の提供
自治会 NPO 等民間団体	-

(2) 家庭系ごみの有料化導入にあたっての諸手続の実施

家庭系ごみ有料化等経済的手法の活用に対する住民や事業者の意識を把握するとともに、有料化等に係る料金設定や制度の導入にあたって講じるべき各種施策等に関する意見、提案等を収集するため、住民等を対象としたアンケートを実施します。その際、住民等の有料化制度に対する理解を促進するとともに、ごみ減量化への意識を高めるため、啓発に資する情報を盛り込むなど工夫します。

また、住民や有識者からなる「家庭系ごみ有料化制度検討委員会(仮称)」を設置し、家庭系ごみ有料化制度の具体的な内容や制度を円滑に導入、運営するための取組などについて検討を行い、有料化制度の導入に生かします。

主体	役割
住民	-
事業者	-
市町	アンケートの実施、取りまとめ、委員会等の設置・運営
県	情報提供、技術的支援
自治会 NPO 等民間団体	-

(3) 家庭系ごみ有料化制度の検証

市町村合併等に伴い既存の有料化制度が変更される市町、あるいは、新たに有料化制度を導入する市町等について、変更前後、あるいは、導入前後のごみ排出量やごみ処理コストの変動などについて調査分析を行い、有料化制度の成果や影響等を明らかにすることにより、より適正なごみ有料化制度の確立、制度の導入につなげます。

主体	役割
住民	-
事業者	-
市町	調査の実施・協力
県	調査の実施・協力
自治会 NPO 等民間団体	-

(4) 家庭系ごみ有料化制度の導入

家庭系ごみ有料化制度を創設するとともに、制度を円滑に運用しその効果を一層高めるため、住民説明会や啓発活動を行います。また、有料化制度の導入に伴う不法投棄の発生を抑えるために、必要な対策を講じます。

《取組事例1》

家庭系ごみの有料化（ごみゼロ社会実現プラン策定後に有料化を導入した3市）

		鳥羽市	伊賀市	名張市																																																
都市概要	人口 (H22.10.1)	22,161人	100,288人	82,739人																																																
	世帯数 (同上)	8,467世帯	39,661世帯	31,864世帯																																																
	導入年度	H18.10	H19.1	H20.4																																																
	方式	単純従量制	単純従量制	単純従量制																																																
	手数料徴収方法	ごみ袋方式	ごみ袋方式	指定ごみ袋方式																																																
	有料化の対象	可燃ごみ、不燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ																																																
	手数料額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>可燃</th> <th>不燃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90L</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>45L</td> <td>45円</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>30L</td> <td>30円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>20L</td> <td>20円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>10L</td> <td>10円</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>		可燃	不燃	90L	90円	90円	45L	45円	45円	30L	30円	30円	20L	20円	20円	10L	10円	10円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>可燃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45L</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>30L</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>20L</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>(10L)</td> <td>8円</td> </tr> <tr> <td>(5L)</td> <td>5円</td> </tr> </tbody> </table> ()内は青山支所管内に適用		可燃	45L	20円	30L	15円	20L	10円	(10L)	8円	(5L)	5円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>可燃</th> <th>不燃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45L</td> <td>68円</td> <td>68円</td> </tr> <tr> <td>30L</td> <td>45円</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>20L</td> <td>28円</td> <td>28円</td> </tr> <tr> <td>10L</td> <td>13円</td> <td>13円</td> </tr> <tr> <td>5L</td> <td>6円</td> <td>6円</td> </tr> </tbody> </table>		可燃	不燃	45L	68円	68円	30L	45円	45円	20L	28円	28円	10L	13円	13円	5L	6円	6円
	可燃	不燃																																																		
90L	90円	90円																																																		
45L	45円	45円																																																		
30L	30円	30円																																																		
20L	20円	20円																																																		
10L	10円	10円																																																		
	可燃																																																			
45L	20円																																																			
30L	15円																																																			
20L	10円																																																			
(10L)	8円																																																			
(5L)	5円																																																			
	可燃	不燃																																																		
45L	68円	68円																																																		
30L	45円	45円																																																		
20L	28円	28円																																																		
10L	13円	13円																																																		
5L	6円	6円																																																		
	手数料設定の考え方	30ℓのごみ袋で排出する1世帯が月300円の負担（近隣の自治体や国の価格を参考に設定）	—	ごみ処理費用実績の約2割を市民負担																																																
	収入の用途	生ごみの堆肥化等リサイクルの一層の推進	—	ごみ処理経費に充当																																																
	減量効果（実施後1年間÷実施前1年間のごみ排出量） ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の点検・評価から	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>17.3%</td> </tr> </tbody> </table>	可燃ごみ	13.4%	不燃ごみ	17.3%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>6.3%</td> </tr> </tbody> </table>	可燃ごみ	6.3%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>21.5%</td> </tr> </tbody> </table>	可燃ごみ	19.0%	不燃ごみ	21.5%																																						
可燃ごみ	13.4%																																																			
不燃ごみ	17.3%																																																			
可燃ごみ	6.3%																																																			
可燃ごみ	19.0%																																																			
不燃ごみ	21.5%																																																			

《取組事例2》

「名張クリーン大作戦2010」

【取組主体】名張市、各種団体

【概要】名張市内を一斉清掃する「名張クリーン大作戦2010」が5月16日市内各地で行われ47団体 3,138人が参加しました。燃やすごみ 2,470kg、燃やさないごみ 2,740kg 合計で5,210kgを回収しました。また洗濯機2台、テレビ7台、パソコン4台、冷蔵庫3台、タイヤ93本なども回収しました。

基本方向 7

公正で効率的なごみ処理システムの構築

基本取組 7 - 2

廃棄物会計等の活用促進

1 取組の内容

(1) 廃棄物会計導入マニュアルの作成

廃棄物会計の標準化及び普及のため、行政職員、有識者等からなる研究会組織を立ち上げ、その基本的な仕組みや具体的な作成手順、活用方法、効果等について調査研究を行うとともに、市町において試験的に廃棄物会計を作成し、廃棄物会計を導入する際のマニュアルとして取りまとめます。

《取組事例》

環境省による廃棄物会計の作成

一般廃棄物会計作成の意義

「一般廃棄物会計基準」に則することにより、各市町村がそれぞれ行ってきた原価計算等を統一的な方法で行うことができるため、一般廃棄物処理事業に係る会計について客観的に把握することが可能となり、さらに以下の用途に活用できる。

- ・一般廃棄物処理事業の原価内訳等の説明
- ・一般廃棄物処理事業の運営のあり方の検討
- ・一般廃棄物処理施策に関する費用対効果の検証

一般廃棄物会計基準とは

「一般廃棄物会計基準」では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、以下の3つの財務書類を作成する。

<原価計算書>

一般廃棄物処理事業（収集運搬～最終処分）について、一年間に要した費用及び得られた収益より、廃棄物種ごとに単位重量あたりの費用を示すもので、施策の効率性等の判断材料や他の市町村等との費用の比較評価等に利用できる。

<行政コスト計算書>

一般廃棄物処理事業（収集運搬～最終処分）に加え、その他の関連事業・施策（広報・啓発や地元還元事業など）について、一年間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する施策について、その効率性を検証するための情報として利用できる。

<資産・負債一覧表>

一般廃棄物処理事業に係る資産及び負債の状況の一覧表で、資産の有効活用、更新や修繕の計画的な実施に活用できる。

出典：環境省ホームページ

主体	役割
住民	-
事業者	-
市町	マニュアル作成への協力（研究会への参画、試験事業フィールドの提供）
県	マニュアルの作成
自治会 NPO 等民間団体	-

(2) 廃棄物会計導入に向けた普及活動の実施

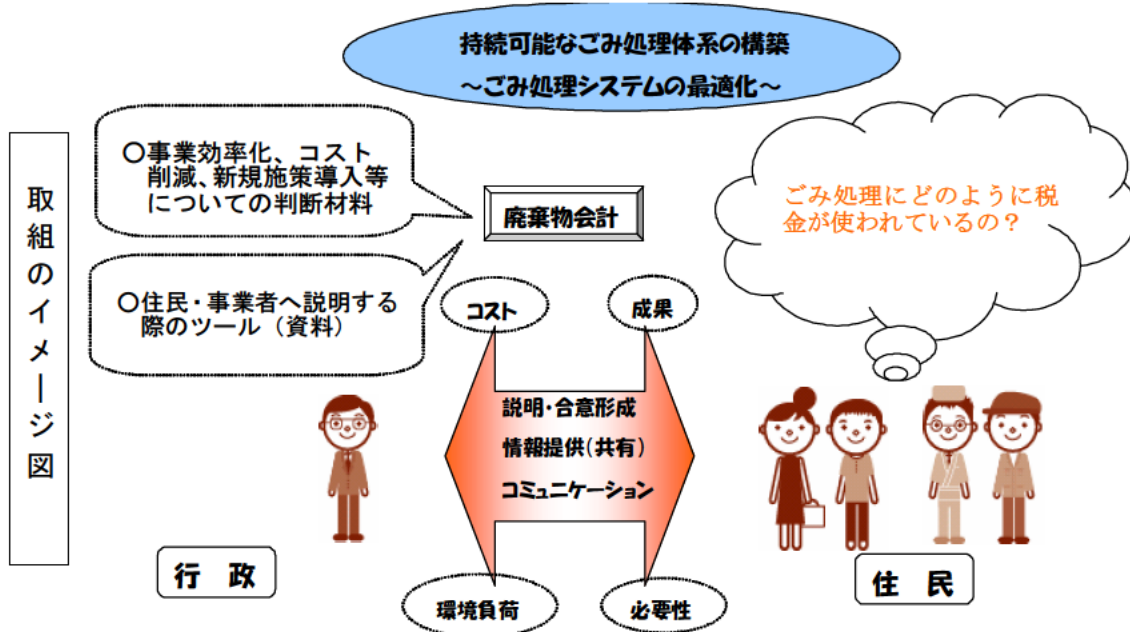
廃棄物会計を広く普及させるため、市町へのヒアリング等を行い、廃棄物会計導入に対するニーズや問題点等を把握するとともに、廃棄物会計に関する研修会等を開催します。

《取組事例》

◆三重県における取組

〔廃棄物会計の概要〕

・市町のごみ処理を、“かかる費用”の視点から分析・評価



〔廃棄物会計のツールのイメージ〕

原価計算書(一部)のイメージ・・・ごみ品目(計20品目)ごとの処理にかかるコスト単価を表示

	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	⑩ ペットボトル	⑳ その他のごみ	合計
<原価> 収集運搬部門原価 (円/t-収集運搬量)	14,795	8,458	9,815	63,953	-	14,609
中間処理部門原価 (円/t-中間処理投入量)	15,060	-	15,060	-	-	15,060
最終処分部門原価 (円/t-最終処分投入量)	-	13,418	13,254	-	-	13,417
資源化部門原価 (円/t-資源化投入量)	15,115	-	-	-	-	11,987

可燃、不燃、粗大やペットボトル等の資源ごみなど、ごみ20品目ごとに、処理の各工程・部門(収集運搬・中間処理・最終処分・資源化)でかかる費用を計算し、1トンあたりの処理費用(上表での原価)を算出します。

主体	役割
住民	—
事業者	—
市町	フィールドの提供など適用可能性調査等への協力
県	適用可能性調査等の実施
自治会、NPO等民間団体	—

(4) 市町ごみ処理カルテの作成とその活用促進

市町が把握・公開していたこれまでのごみ処理に関するデータに加え、廃棄物会計のコスト情報等に基づく評価結果、住民・事業者の取組状況などのデータを用いて、市町ごみ処理システムの現状や課題等について総合的に診断し、その結果を市町ごみ処理カルテとして取りまとめ、公開します。

また、これらのカルテをもとにベンチマーキングを行い、ベストプラクティスの情報を既存の取組の改善や新たなごみ減量化施策の構築、住民参画の促進などに活用します。

《取組事例》

◆三重県における取組

[ごみ処理カルテの概要]

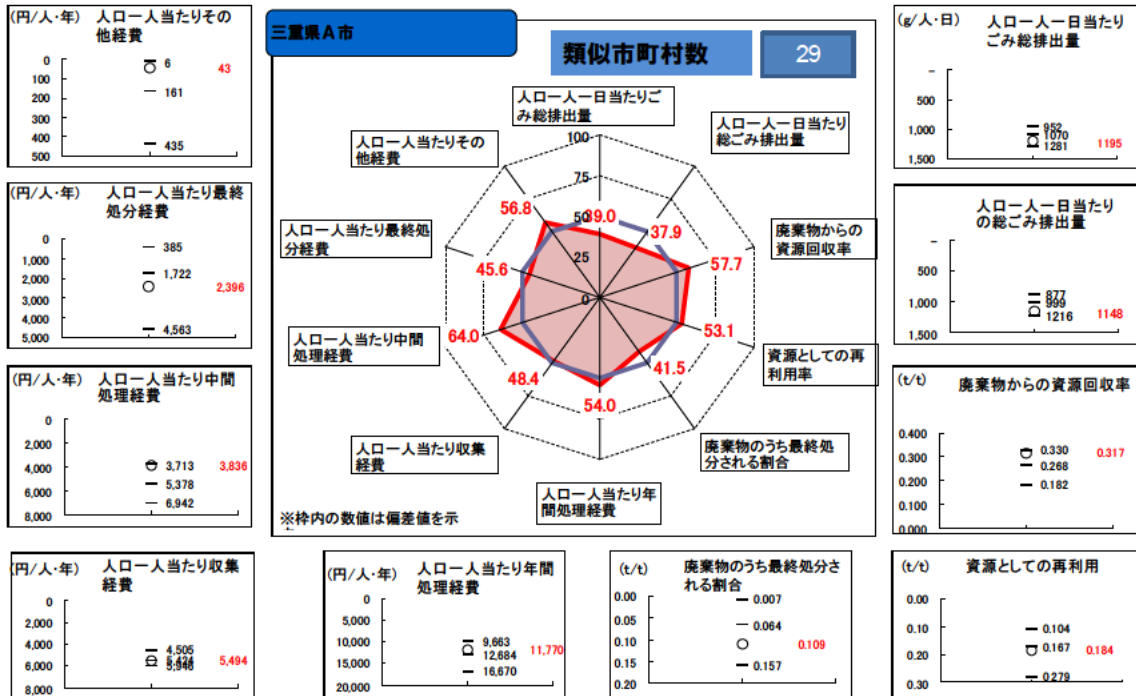
【総括】

自治体名	A市
人口	288,600人
世帯数	112,386世帯
ごみ排出量	125,891t
1人1日あたりのごみ排出量	1.148g/人・日
生活系ごみ排出量削減率(対2002年度比)※-は増加を示す	-2.2%
事業系ごみ排出量削減率(対2002年度比)※-は増加を示す	43.0%
資源としての再利用率	18.4%

分別数	13	
ごみ処理有料化	無料	※可燃ごみについて
ごみ処理有料化処理手数		
ごみ処理経費	3,460,572千円	※組合分担金含む
ごみ処理基本計画	H20策定	
資源化率	31.7%	
最終処分量	10.9%	
集積回収量	4,930t	

【処理システムの概要】

可燃ごみ	市所有の焼却施設4施設で焼却処理し、焼却残渣は溶融処理(委託)
不燃・粗大	市所有の粗大ごみ処理施設2施設で破砕処理
資源	市所有の資源化施設3施設で選別・圧縮・梱包処理
最終処分#REF!	



レーダーチャートは、青線が平均値を、赤線が実績(偏差値)を示しており、偏差値が高いほど良好な状態を示しています。

基本方向 7

公正で効率的なごみ処理システムの構築

基本取組 7 - 3

地域密着型資源物回収システムの構築

1 取組の内容

(1) 資源回収ステーションの設置・運営

家庭で不用となった資源物を行政回収に出す際の利便性を高めるため、住民が自分の都合に合わせて直接資源物を持ち込むことができる資源回収ステーションを設置し、NPO等との協働で運営します。資源回収ステーションの基本的な考え方は以下のとおりです。

土・日も営業する、24時間持ち込み可能とするなど、できるだけ住民が利用しやすくなるような運営とする。

ステーションの維持管理等については、シルバー人材やボランティアの活用、福祉事業との連携、NPOや地域住民組織等への委託などにより、地域の人的資源活用など副次効果の発揮と運営の効率化をめざす。

単なる資源物の回収・保管場所とするのではなく、環境学習の場、住民参加の場として活用する。

《取組事例 1》

松阪市(旧飯高町)再生資源ごみステーション

【取組主体】松阪市(旧飯高町)

【概要】旧飯高町では、町内4ヶ所に再生資源ごみステーションを設置して、住民が自ら持ち込んだ段ボール、新聞・雑誌、アルミ缶などを回収し、リサイクルしています。ステーションの運営にあたっては、就労継続支援B型事業所「飯高じゃんぷ」に管理委託を行っており、地域が一体となって取り組むことで、ごみ処理費用の削減につなげています。



《取組事例 2》

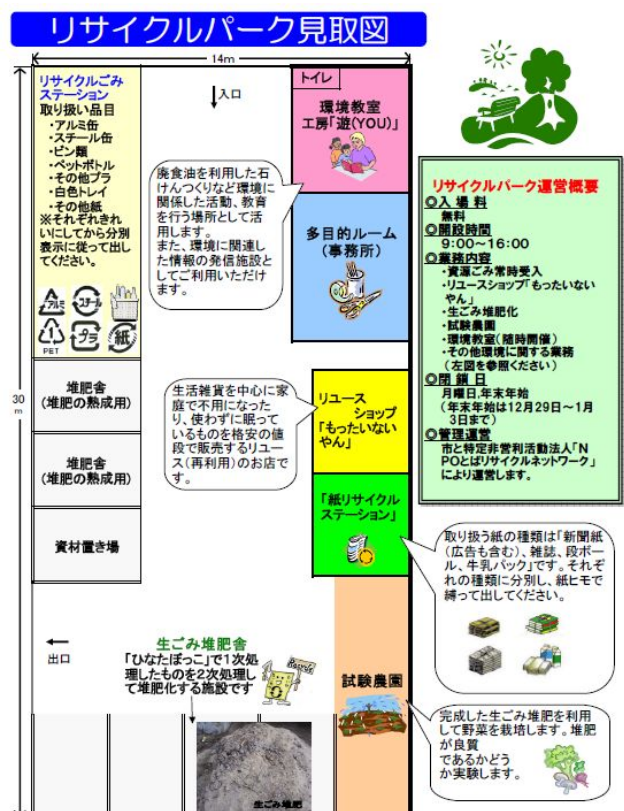
鳥羽市リサイクルパーク

【取組主体】鳥羽市

【概要】鳥羽市では、平成19年3月11日に「リサイクルパーク」がオープンしました。

「リサイクルパーク」は家庭から出るリサイクルごみを常時受け入れたり、家庭の不用品を販売するリユースショップの開設、堆肥ケースひなたぼっこを通じての生ごみ堆肥化、廃食油を利用した石けん作りなど環境に関する活動や教育を行う環境啓発の拠点となる施設です。

この施設は鳥羽市民でつくる特定非営利活動法人「NPOとばりサイクルネットワーク」に委託し、運営されています。



出典：鳥羽市リサイクルパークホームページ

《取組事例 3》

常時開設のリサイクルステーション

【取組主体】京都市

【概要】平成20年4月から、京都市では、「てんぷら油」、「蛍光管」、「乾電池」、「一升びん・ビールびん」、「紙パック」、「小型家電（ICレコーダー、携帯電話・PHS、デジタルカメラ等）」、「刃物（はさみ、包丁、カッターナイフ等）」、「古着（古着、古布、タオル、シャツ等）」、「記憶媒体（CD、DVD、フロッピー、ビデオテープ等）」の9品目の資源物を、平日はもちろん、土曜・日曜・祝日も常時回収する『上京リサイクルステーション（旧上京まち美化事務所を活用）』を開設しました。さらに、家庭で処分に関わった廃棄物についての相談窓口を併設しています。

リサイクルステーションを利用できる日時は、平日：午前9時から午後5時まで。土・日・祝：午前9時から午後4時まで（資源物回収拠点の利用日時。相談窓口は平日のみ）で年末年始は、閉館しています。

出典：京都市ホームページ

《取組事例 4》

リユース&リサイクルステーション

【取組主体】NPO法人中部リサイクル運動市民の会

【概要】リユース&リサイクルステーションでは、家庭から排出される11品目の資源を名古屋市内46会場、津島市4会場（平成20年10月現在）で回収しています。会場は、原則毎月2回の定期回収で、運営は、スーパーや商店街などに会場提供し、回収当日の市民リサイクラー（有償ボランティア）や企業・名古屋市から運営費・告知などの協力を得て運営しています。（平成3年9月から実施）

出典：NPO法人中部リサイクル運動市民の会ホームページ

主体	役割
住民	資源物の積極的な提供、ボランティアとしてステーション運営に協力、ステーションにおける環境学習会等への積極的な参加
事業者	再生可能資源物の積極的な利用
市町	資源回収ステーションの設置、人材雇用・運営委託
県	-
自治会 NPO 等民間団体	人材派遣・運営受託、ステーションを活用した学習会等の提供

(2) 地域ニーズに対応した集団回収の促進

集団回収における関係主体のメリットを高めるとともに、高齢者の生活支援など地域のニーズに対応した活動の展開につなげるため、集団回収を担う団体（実施主体）と行政、再生事業者等が、それぞれの抱える課題や要望等について定期的に話し合うなどコミュニケーションを密にし、取組における連携を強化します。行政や実施主体は、地域住民に対するPRや集団回収に対する地域の要望の収集を積極的に行い、地域住民の参加を促進するとともに、活動の見直し・改善に努め、計画的、効果的に取り組みます。

《取組事例》

役員の負担軽減を図った集団回収活動支援制度

【取組主体】名古屋市、神戸市

【概要】集団回収は一般的に世話役となる役員の負担が大きく、さらに、高齢化により集団回収を支えるのが困難になってきているとともに、子ども会、PTA等の地域組織に加わっていない住民にとっては参加しにくいという声もあります。このため、従来からの地域による回収活動への支援措置も残しながら、古紙回収業者が地区を巡回回収（数日前に、収集日には家の前に回収案内のチラシを配布）する方法へも助成金を提供し、役員の負担軽減をはかった集団回収活動へも支援しています。

Q. 回収方式と助成金の額について、詳しく教えて！

※回収方式は2種類あり、それぞれ助成金の額が異なります。

回収方式	回収品目	助成金 (回収量1kgあたり)	
		団体	業者
1. 拠点回収方式 ◆地域内に集積場所を決めて、資源を回収します。 ◆集積場所を決めるにあたっては、皆さんがよく知っているところ、できれば安全で、分別もできるような広い場所が理想的です。 ◆回収品目は、全品目とも団体が任意で決めます。	古紙3品 新聞(折込チラシ含)、 雑紙(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール	2円	2円
2. 各戸回収方式 ◆自宅前に出すため、重い古紙を運ぶ必要がありません。 ◆立ち番などのお世話をしていただく手間が不要です。 ◆雨天でも回収します。 ◆集合住宅や道路の狭い地域、道路勾配の急な地域などでは、実施できません。 ◆拠点回収方式への移行まで、暫定的に実施します。	古紙3品 新聞(折込チラシ含)、 雑紙(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール	1円	3円

出典：神戸市資料

主体	役割
住民	資源物の積極的な提供
事業者	資源物の利用推進
市町	集団回収への助成、集団回収のPR、助成対象品目の拡大等制度の改善、コミュニケーションの場づくり、地域課題・解決策等の提示
県	-
自治会 NPO 等民間団体	集団回収のPR・実施、活動に関する計画の策定と自己評価の実施

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 資源回収ステーション設置・運営	←—————→			
(2) 集団回収の促進	—————			

基本方向7

公正で効率的なごみ処理システムの構築

基本取組7-4

地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進

1 取組の内容

(1) ごみ排出特性の把握・活用

市町内の各地域のごみ排出特性を踏まえた、よりきめ細かく効果的なごみ行政を進めるため、衛星利用測位システム（GPS）等のIT技術を活用して、自治会や小学校区ごとのごみ排出量を計測・分析し、そのデータ等に基づいて排出源や地域に応じた啓発・指導や減量・再資源化対策の実施、効率的な収集・運搬ルートを整備、事業効果の把握による施策の見直し・改善などを行います。

《取組事例1》

収集車にGPS

校区ごとに算定

福岡市5ヶ年計画で実用化

GPS衛星
GPS端末
各校区
収集中にデータ蓄積



市廃棄物試験研究センター
校区排出量の算定&軌跡表示

	1月	2月
A校区	○kg	□kg
B校区	▲kg	◎kg
C校区	◎kg	○kg
D校区	△kg	▲kg



清掃工場
ごみ量計測&データ送信
ホストコンピューター



減量意識向上狙う

ごみ排出量衛星で計測

福岡市は、ごみ収集車にGPSを搭載し、小学校区ごとのごみ排出量を正確に計測するシステムの実用化に乗り出す。

ごみの排出抑制と市民のごみ減量意識の向上が狙いで、実現すれば全国初のユニークな取組。同市廃棄物試験研究センターが開発、既に実証実験では良好な結果を得ており、2004年度から5ヶ年計画で実現を図る。

システムは、収集車約130台に約15cm四方のGPS端末を搭載。所在地情報を1秒ごとに端末に蓄積させ、収集車にごみを搬入している間の停車時間からごみの量を算定する。

収集車が満杯になり、清掃工場に到着すると、端末に蓄積したデータを工場のホストコンピューターに送信。専用プログラムを使って、ごみの量を校区ごとに案分して割り出す。

市廃棄物試験研究センターによると、昨年4月から9月にかけて、南区の一部地域で収集車11台に端末を搭載した実証実験を実施。その結果、2～3時間あれば、市内の全小学校区ごとのごみ排出量を算定できる見通しがついた。

今回のシステム開発は、ごみ減量活動に取り組む市民から寄せられた「活動の成果を目に見える形で知りたい」との要望がきっかけ。GPSの精度も旧来より上がっており、端末購入など約1億円の初期投資以外に経費はかからないという。家庭ごみは、収集車が連続して回って集めるため、どの地区がどの程度排出したかの把握が難しかった。市環境局は「算出した校区ごとのごみの量をホームページなどで公開し、市民のごみ減量意識向上にもつなげたい」と期待している。

出典：平成16年1月5日付け西日本新聞夕刊

平成20年度末で事業完了。

基本方向 8 ごみ行政への県民参画と協働の推進

基本取組 8 - 1

住民参画の行動計画づくり

1 取組の内容

(1) 住民参画による市町ごみ処理基本計画の策定

ごみ行政への実質的な県民参画等を実現するため、市町において、計画策定に係る委員の公募や、住民を対象としたごみ処理の専門的知識に関する学習会の開催、住民が自分の意見や提案を気軽に表明できるパブリックコメントやワークショップなど多様な参画の機会を系統的に提供しながら、ごみ処理基本計画の策定を進めます。また、事業の企画・実施や計画の評価・改善など計画の実行段階における取組についても、住民の参画を推進します。

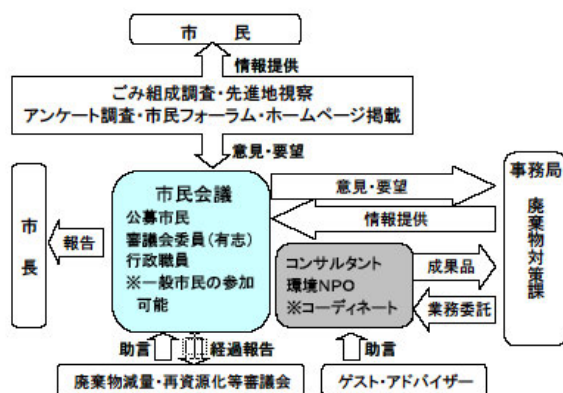
取組事例 1

桑名市ごみ処理基本計画

【取組主体】桑名市

【概要】市町村合併に伴い、新たな市町ごみ処理基本計画を住民・NPO等市民参画により平成18年3月に策定しました。

<策定に係わる各主体の係わり>



市民会議のワークショップ

取組事例 2

東員町ごみ処理基本計画

【取組主体】東員町

【概要】新たなごみ処理基本計画を住民・NPO等町民参画により策定しています。

町民参加による策定の成果は以下のとおりです。なお、冊子による計画書ではなくパンフレット形式にすることでよりわかりやすい計画としています。

1. 計画の策定を町民と行政が協働して取り組んだことにより、ごみ処理は行政だけで取り組めるものではなく、排出者である町民一人ひとりの取組が非常に大切であることが認識されました。
2. ごみの発生抑制、ごみの減量化、リサイクルの推進など住民の意識改革、ライフスタイル等の変革が必要なことが認識されました。
3. 町民の意見を多く取り入れた実現可能な計画を策定することができ、また、町民自らの行動計画として認識され、主体的に取り組むことによって、ごみ減量への意識向上がはかれました。
4. 町民会議に参加され1年間の取組を通じて、ごみの現状や課題について理解されたことにより、ごみ減量化やリサイクル化の推進に取り組む必要性と意識の向

上がはかれました。

5. 東員町ごみゼロプラン策定町民会議の提案を踏まえて、より親しみやすいパンフレット形式の「東員町ごみゼロプラン」を作成しました。



主体	役割
住民	ごみ処理基本計画策定、実行の取組に参画
事業者	ごみ処理基本計画策定、実行の取組に参画
市町	住民参画によるごみ処理基本計画の策定（策定委員の公募、学習機会の提供、ワークショップやごみゼロ談義の開催、パブリックコメントの実施、フォーラムの開催）
県	モデル的に実施する場合、市町との協働事業 住民参画マニュアルの作成
自治会、NPO等民間団体	ごみ処理基本計画策定、実行の取組に参画

(2) 住民・事業者・行政の協働組織を核とした活動の展開

住民、事業者、行政が、ごみ減量化等の取組において連携・協働を進めることにより、県民参画等をより実効性のあるものとするため、参加者の自発性に重点を置き主体性の尊重とパートナーシップを運営の基本とする計画推進組織等を立ち上げ、広域的なPR活動や地域団体等のサポート、ごみ減量活動のネットワークづくりなどを進めます。

《取組事例1》

◆京都市ごみ減量推進会議・地域ごみ減量推進会議

【取組主体】京都市の住民、事業者、行政

【概要】京都市ごみ減量推進会議・地域ごみ減量推進会議は、自発性とパートナーシップを基本とし、つながりや創意から生まれる新しい地域活動を展開することにより、京都市のご

みを減らし、環境を大切にしまちと暮らしの実現をめざしています。

京都市ごみ減量推進会議は、全市的な取組を進める組織で、会員数342会員（平成20年4月末現在）からなり、「普及啓発実行委員会」、「ごみ減量事業化実行委員会」、「地域活動実行委員会」、「2R型エコタウン構築事業実行委員会」の4つの委員会が組織されています。

財源は、会費、京都市からの補助金、寄付金等で賄っています。会費は個人1,000円以上、企業等2,000円以上です。

地域ごみ減量推進会議は、各種の地域団体が母体となり各地域で自主的に結成される組織で、この会議が実行部隊となっており、100地域で設立済されています（平成20年3月末現在）。会議では、それぞれの地域で会員から会費を徴収するなど自主財源を確保していますが、結成後の活動に対して、京都市ごみ減量推進会議から支援を受けることもできます。

< 各実行委員会の活動 >

普及啓発 実行委員会	京都市ごみ減量推進会議の活動紹介をはじめ、ごみ減量に関わる各種情報を発信します。また、全市的な啓発キャンペーンを展開します。 会報誌・ホームページの運用 市民公募型パートナーシップ事業の実施 ごみ減量啓発イベント 企業向けごみ減量実践講座 包装材回収ボックスの設置・利用促進 こどもワークショップ
ごみ減量事業 化実行委員会	ごみ減らしの具現化に向け、事務所及び家庭ごみ減量に関する事業を企画・実施します。 再生紙推進事業 秘密書類リサイクル事業 市役所前フリーマ 事業所・商店街等のごみ減量
地域活動実行 委員会	ごみ収集車などの燃料「みやこめぐるオイル」にリサイクルされる使用済みてんぷら油の拠点回収、古紙の集団回収、地域での学習会の開催などを行う地域ごみ減量推進会議の立ち上げや活動を支援します。また、区ごとの取組を進めていきます。
2R型エコタ ウン構築事業 実行委員会	Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)に基づく環境活動を基本にするまちづくりをめざすための事業を行います。 リペア・リメイク情報発信の取組 エコ商店街 買い物袋持参キャンペーン リユースびん事業化活動

出典：京都市ごみ減量推進会議ホームページをもとに作成

《取組事例2》

日野市ごみ減量推進市民会議

【取組主体】東京都日野市の市民及び行政

【概要】日野市ごみ減量推進市民会議は、日野市の「ごみ処理」、「リサイクル事業」の長期的な方向性を定める計画『日野市ごみゼロプラン』を実行に移していく会議で、「環境基本計画」、「ごみ処理基本計画」など日野市の環境政策全般にわたり、計画策定段階から積極的に参画しています。現在、市民約20人を中心に構成されており、ごみゼロ社会をめざし、「市民PR分科会」と「レジ袋削減分科会」の2つの分科会で、日々活動しています。行政は事務局として、会議の事務的・経費的補助を行っています。日野市「ごみ改革」では、600回に及ぶ説明会の中で、市民団体が市民自らの行動に対し問題提起を行うなど、活発な議論への中心的な役割を果たしました。

また、日野版「分別だめりリスト集」の作成・配布や日野市ごみ情報誌「ECO(エコー)」への定期的な投稿など、市民感覚でわかりやすく実用性の高い情報提供を行っています。

出典：日野市ホームページ

主体	役割
住民	ごみ減量会議等への参画・協働
事業者	ごみ減量会議等への参画・協働
市町	ごみ減量会議等の設置・運営
県	ごみ減量会議等の活動への協力
自治会 NPO 等民間団体	ごみ減量会議等への参画・協働

(3) 地域でごみ減量化に取り組む住民、NPO等の相互交流の場づくり

住民、事業者、NPO等の自発的、主体的なごみ減量化の取組を促すとともに、それらの広域展開と充実・レベルアップにつなげるため、地域でごみの減量化等に取り組む住民、事業者、NPO等にプランを啓発するとともに、情報交換などそれらの相互交流を促進する場づくりを進めます。

〔県内地域ごみゼロ推進交流会の活動状況(最近3年間)〕

平成22年度

松阪：チャレンジ!ごみゼロフェスタ2010 in みえこどもの城
 尾鷲・熊野：ごみゼロ推進交流会 in 熊野・尾鷲
 伊賀：「市民夏のにぎわいフェスタ」で「ごみと資源は紙ひとえ」
 鈴鹿：「夏の鈴鹿川体験」でマイ箸作り体験講座
 四日市：「ごみゼロウォーク、エコフェア in 四日市大学」
 津：「食からライフスタイルを考える」

平成21年度

伊勢：「海、山、川のつながり。ごみゼロの伊勢志摩をめざして。」
 伊賀：「生ごみから子どもの未来を考えるシンポジウム」
 尾鷲・熊野：「段ボール箱を使って生ごみから堆肥を作ってみよう!」
 津：「現地見学と事例発表」
 桑名：「ごみゼロ交流会 in 石樽の里まつり」
 松阪：「3Rと容器包装を考える展示・勉強会」
 四日市：「夏の鈴鹿川体験」でマイ箸・マイ椀の啓発

平成20年度

熊野：「マイ箸づくり」
 尾鷲：「消費者の声で企業を変えてごみを減らす」
 四日市：「身近なごみ問題についての活動報告」
 伊勢：「美しい海を守りたい～伊勢湾における海洋ごみの現状」
 津：「おいしい野菜作り」
 桑名：「いなべ市大安町笠間祭でマイ箸・マイ椀」
 伊賀：「ストップ!レジ袋 マイバッグ持参シンポジウム」
 松阪：「ものを大切に作る心を育てよう」

主体	役割
住民	地域ごみゼロ推進交流会等に積極的に参画
事業者	地域ごみゼロ推進交流会等に積極的に参画
市町	地域ごみゼロ推進交流会等に積極的に参画
県	地域ごみゼロ推進交流会を地域機関単位で開催
自治会 NPO 等民間団体	地域ごみゼロ推進交流会等に積極的に参画

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 住民参画による市町ごみ処理基本計画の策定				
(2) 住民・事業者・行政の協働組織を核とした活動の展開				
(3) 住民、NPO等の相互交流の場づくり				

基本取組8-2

レジ袋削減・マイバッグ運動の展開

1 取組の内容

(1) レジ袋ないない活動の展開

「レジ袋」を日常生活における大量消費型社会の象徴としてとらえ、レジ袋を使い捨てるという消費生活スタイルから、繰り返し「マイバッグ」などを使用する消費生活スタイルへの転換をはかり、ひいてはライフスタイルそのものを資源循環型へと誘導します。そのため、ごみ削減に向けた日常的な取組として、買物の際には「マイバッグ」を持参し「レジ袋」をもらわないようにする“レジ袋ないない活動”のキャンペーンを全県的に展開します。

また、県内の取組事例を積極的にPRし、マイバッグによる買物スタイルを推奨するとともに、スーパーやドラッグストア等以外の業種へのレジ袋削減の展開や簡易包装の実施などの容器包装類の削減を進めます。

《県内の取組状況》



「事業者-県民-行政」間の協定方式によるレジ袋有料化

レジ袋有料化導入期日	市町名
平成19年9月21日導入	伊勢市(10社31店舗) (うちドラッグストア2社)
平成20年7月1日導入	名張市(9社14店舗) (うちドラッグストア3社) 伊賀市(9社17店舗) (うちドラッグストア3社)
平成20年9月1日導入	鈴鹿市(12社39店舗) (うちドラッグストア3社) 亀山市(7社10店舗) (うちドラッグストア2社)
平成20年10月1日導入	桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町 (16社37店舗) (うちドラッグストア4社)
平成20年11月11日導入	松阪市・多気町・明和町・大台町・玉城町・大紀町(12社69店舗) (うちドラッグストア3社、ホームセンター1社)
平成21年1月23日導入	鳥羽市(5社10店舗) 志摩市(10社31店舗) (うちドラッグストア2社) 南伊勢町(3社8店舗)
平成21年2月1日導入	度会町(3事業者3店舗) (うち1社は個人商店)
平成21年4月1日導入	熊野市・御浜町・紀宝町(6社14店舗) (うちドラッグストア1社) 津市(18社76店舗) (うちドラッグストア3社、百貨店1社、ホームセンター1社)
平成21年9月1日導入	尾鷲市・紀北町(3社9店舗)
平成22年4月1日導入	四日市市・朝日町・川越町(10社44店舗)
有料化について検討中	菟野町

※ホームセンターの1社は、スーパーマーケットの事業者と同じ。

業態	事業者数	店舗数
スーパーマーケット	34事業者	268店
農業協同組合	6組合	41店
生活協同組合	1組合	2店
ホームセンター	※(1事業者)	2店
個人商店	1事業者	1店
百貨店	1事業者	1店
ドラッグストア	6事業者	98店
総計	49事業者	413店

※ホームセンターの1事業者は、スーパーマーケットの事業者に含まれています。

出典：三重県ホームページ

《取組事例 1》

レジ袋削減運動

【取組主体】伊勢市

【概要】伊勢市は遷宮をはじめとしたリサイクル文化発祥の地であり、悠久な日本文化の源であり、地域レベルでのレジ袋大幅削減のためのマイバッグ持参運動及びレジ袋有料化の取組を実施しています。

特に、市民・事業者・行政との協力体制によって、スーパーマーケット等事業者が一斉に取り組む「伊勢モデル」は、東海地区で初めての取組です。

【経緯】

- ・平成13年度に伊勢市オリジナルマイバッグを各戸配布
- ・平成19年6月にマイバッグ持参によるレジ袋大幅削減とその有効な手段としてのレジ袋の有料化について、市民・事業者・行政が自由な立場で意見交換や情報交換を開催（ええやんか！マイバッグ（レジ袋有料化）検討会）
- ・平成19年6月17日「レジ袋大幅削減・マイバッグ持参シンポジウム」を開催
- ・平成19年9月11日に、17事業者、5市民団体等と伊勢市が、レジ袋大幅削減のためのマイバッグ持参運動及びレジ袋有料化に関する協定協定を締結
- ・平成20年4月28日新規参入事業者と協定を締結、平成20年9月9日市内の一部ドラッグストアと協定を締結
- ・平成21年2月11日に、レジ袋収益金の活用の一環として「ええやんか！環境活動助成金」助成先が決定

《取組事例 2》

ごみ減量リサイクル推進店制度発足！

【取組主体】四日市市

【概要】四日市市では、平成22年4月1日から新たなごみ減量施策として、「ごみ減量リサイクル推進店制度」を開始しました。

この制度は、レジ袋の有料化や簡易包装の実施など、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組む市内の小売事業者と協定を締結し、「ごみ減量リサイクル推進店」として市民にPRする制度です。

四日市市は、レジ袋の有料化に特化するのではなく、簡易包装の実施や消費者への呼びかけ、容器包装等の自己回収などさまざまな機会を通じてごみの減量に取り組んでもらえるよう、市民、事業者、行政が協働で進めています。

特徴としては、この制度にはスーパー等の小売事業者と市内の多くの商店街が参加しており、お客さんとマンツーマンで対話し、地域のコミュニティを築いている商店街ならではの利点を生かした取組が進められていることです。

主体	役 割
住民	マイバッグの利用、 容器包装類削減への理解と協力
事業者	マイバッグ利用や 容器包装類の削減を促進するための呼びかけ
市町	レジ袋削減・マイバッグ運動及び 容器包装類削減のPR
県	レジ袋削減・マイバッグ運動及び 容器包装類削減のPR 地域のレジ袋協議会を通じキャンペーンを展開する団体の支援
自治会 NPO 等民間団体	レジ袋削減活動の展開 地域のレジ袋協議会：県、市町との連携のもとレジ袋ないない活動のキャンペーンを展開する団体の支援、環境学習・啓発を推進

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) レジ袋ないない活動の展開				

基本取組 8 - 3

ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進

1 取組の内容

(1) NPO等の創意工夫を生かす協働事業の推進

NPOや地域団体、ボランティア等の発想や専門性、ネットワーク等を生かしつつ「ごみゼロ社会」実現のための取組を推進するため、NPO等から具体的な取組の企画提案があった場合などに事業化に向けた検討を行う体制の整備や協働するための仕組みづくりを行うなど、NPO等の創意工夫を生かす協働事業を推進します。

取組事例

ボランティア・市民活動団体からの協働事業

【取組主体】三重県

【概要】三重県では、多様な主体と連携・協働して県政を進めるため、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）との協働を推進するための仕組みづくりを検討してきました。その結果「NPO活動支援」から「協働推進」へ転換することが重要であり、「NPOからの協働事業提案募集」が生まれました。これは、NPOが自ら企画した協働事業を県に提案し、それを県が受けとめ、NPOと県関係所属がワーキング形式で議論・検討して事業内容を練り上げ、実施につなげていくというものです。この事業は平成15年度からスタートし、今日まで続いています。平成18年度には、新たなごみ減量化（3R）システムの構築についてをテーマとした、NPO法人みどりの家のプロジェクトがNPOからの協働事業提案として採択されています。

出典：三重県ホームページ

主体	役割
住民	NPO等の活動への協力
事業者	NPO等の活動への協力
市町	NPO等の活動を側面的に支援
県	NPO等との協働事業等のための仕組みづくり、事業の実施
自治会 NPO等民間団体	行政との協働事業等の企画提案、事業の実施

(2) ごみ行政におけるNPO等との連携・協働の推進

リサイクル施設等の運営や維持管理、環境学習・環境教育プログラムやPR・啓発事業の企画・実施、分別等ごみ排出ルールの指導徹底といった市町の施策において、NPOや地域団体、ボランティアとの協働を推進していきます。

取組事例 1

ごみゼロ推進委員

【取組主体】東員町

【概要】東員町ごみゼロ推進委員会では、ごみ減量を推進するための活動を平成19年6月から21年3月までの約2年間行ってきました。今後の活動は東員町クリーン作戦委員会へと引き継いでいます。

(主な活動内容)

容器包装リサイクル法に基づく新しい「プラスチックごみ分別方法」のPR活動

(町行政の援助活動)

- ・ごみの実態調査と減量対策の検討

- ・可燃ごみの減量対策、特に生ごみを減量するための具体的対策の立案と町への提案
- ・ごみ減量のためのPR活動

取組事例 2

桑名市リサイクル推進施設「クルクル工房」

【取組主体】桑名市

【概要】桑名市リサイクル推進施設「クルクル工房」は、ごみの減量・再資源化やその取組における市民と行政の協働の推進を目的に、平成13年3月に開設されました。施設の管理運営は、桑名市からNPO法人「輪リサイクル思考」に委託されており、市と輪リサイクル思考の協働により、資源回収やリユースショップ、子ども環境教室、リフォーム教室、おもちゃ病院、生ごみ堆肥化などさまざまなごみ減量・再資源化の取組が進められています。

【施設の概要】

施設は大きく4つの部分で構成され、以下のとおり活動が展開されています。

リサイクル工房「リユースショップ」

リユースショップが運営され、家庭で不用になってもまだ使える物、新品で使っていない物の再利用が進められています。対象は、衣類、食器、雑貨、おもちゃ、書籍、家具などです。



生ごみ堆肥舎

家庭用生ごみ処理機で一次処理された生ごみを受け入れて完熟堆肥をつくり、できた堆肥を、生ごみを持ち込んだ市民に還元しています。また、そのための堆肥化講習会も実施しています。



資源物回収ステーション

次の資源物や有害ごみを受け入れ、リサイクルを進めています。

資源物	紙類	新聞、チラシ、雑誌、その他古紙、段ボール、飲料用パック、はがき(写真付不可)、コピー用紙、米袋(ビニール付不可)
	びん類	ジュース・栄養ドリンク・調味料のびん、ワックap容器等(一升びん・ビールびんは、なるべく販売店に引取りを依頼)
	缶類	お菓子・海苔・缶詰・ミルク・ジュース・ビールの缶等、アルミ製鍋・やかん、アルミサッシ
	布類	衣類等
	ペットボトル	識別マークのペットボトルのみ
有害ごみ	乾電池	
	蛍光管(丸型・直型蛍光管、蛍光球)	



受け入れ時間
午前9時～午後4時

環境資料広場

リユース・リフォーム教室や子ども環境教室、技の達人会(おもちゃ病院・傘直し・包丁研ぎ)、市民環境学習会などが開催されています。また、環境に関する書籍やパネル・活動写真の展示などごみ減量・再資源化に関する情報提供の場として活用しています。



取組事例 3

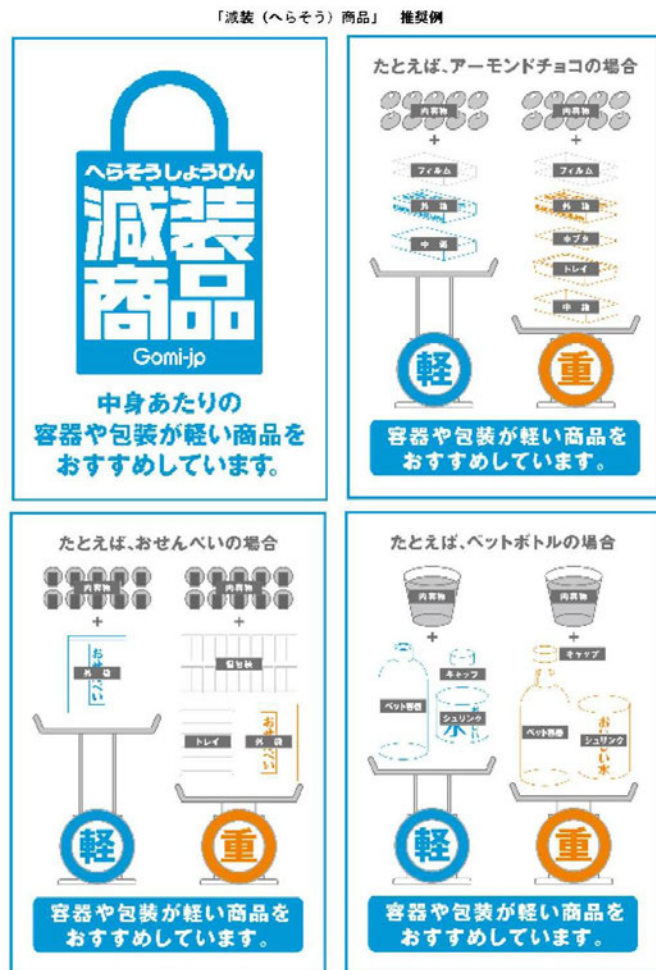
減装商品の推奨とごみの減量

【取組主体】NPO法人ごみじゃぱん（神戸市）

【概要】NPO法人ごみじゃぱんが中心となり、神戸大学、神戸市、事業者と連携して取り組んでいます。

取組の内容は、生協、ダイエー、ジャスコ等の協力を得て、小売店で販売されている商品の容器包装の重さを量り、容器包装が減量化されている商品を店頭のパスター等で「減装商品」を消費者に伝え購入を促すなどにより、「減装商品」として推奨するものです。

消費者に対して、「減装商品」を選んで買うことを「減装（へらそう）ショッピング」として普及していくことを1つの目的としています。



減装商品のイメージ

出典：NPO法人ごみじゃぱんホームページ

主体	役割
住民	ボランティアとして市町の施策への積極的な参画・協力
事業者	-
市町	施設運営、各種事業の企画・実施、住民への啓発・情報提供等施策における協働(事業委託、共同開催、共同実施、協力支援等)の推進
県	-
自治会 NPO 等民間団体	市町の施策への積極的な参画・協力、市町との連携の強化

基本方向 8 ごみ行政への県民参画と協働の推進

基本取組 8 - 4

情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化

1 取組の内容

(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の啓発

県民へのプラン浸透を図るとともに、自発的な行動を促すため、ポスターやパンフレットなどさまざまなメディアを通じて啓発を進めるとともに、出前講座などによりプランの内容や進捗状況など詳細な情報提供を行います。

主体	役割
住民	プランの理解の深化
事業者	-
市町	プランに関する情報提供
県	プランに関する情報提供
自治会 NPO 等民間団体	プランに関する情報提供への協力

(2) コスト情報等の積極的な提供

県民がごみ問題を自らの問題としてとらえ、ごみ減量や資源化などの行動を起こすきっかけとするため、市町のごみ量・資源化量やごみ処理に係るコストや環境負荷など、ごみに関するより正確で詳しい情報を継続して提供します。

主体	役割
住民	自分の住む地域のごみ処理システムに関する理解の深化
事業者	-
市町	ごみに関するより正確で詳しい情報の継続的な提供
県	-
自治会 NPO 等民間団体	-

(3) ホームページ等各種メディア等を活用したごみに関する情報発信の充実

ごみに関するより具体的でわかりやすい情報提供を行うことにより、県民参画等を実質的なものとするため、ホームページや広報、ケーブルテレビ、ミニコミ誌、タウン誌などさまざまなメディアをその特性に応じて活用し、ごみに関する情報発信を充実させていきます。

また、公共施設などたくさんの人々が集まるような場所で、掲示板等を活用し、さまざまな情報を提供していきます。

さらに、近年県内の外国人居住者が増加してきており、それらの方たちにとってもわかりやすくて的確な情報提供や啓発を行っていきます。

主体	役割
住民	各種メディアを通じたごみに関する情報・知識の収集
事業者	-
市町	ホームページなど各種媒体の活用とごみに関する情報の充実 市町のごみ処理状況等のデータ提供
県	「ごみゼロ」ホームページの管理運営
自治会 NPO 等民間団体	ホームページなどを活用したごみ関連情報の発信

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の啓発				
(2) コスト情報等の積極的な提供				
(3) 各種メディア等を活用したごみに関する情報発信の充実				

(1) 食品ロスの削減

家庭ごみの3～4割を生ごみが、その生ごみの3～5割を食品ロス（本来は食べられる食料品が食べ残しあるいは未利用の状態で廃棄される）が占めています。レジ袋削減運動で見られた意識から行動へ移す次なる取組の一つとして、「もったいない」の考え方のもと食品ロスの削減を進めます。

また、廃棄物の削減だけでなく、食育や環境学習・環境教育の推進、農林水産業の振興等、あらゆる部門と連携して事業を展開します。

取組事例

「おいしいふくい食べきり運動」

【取組主体】福井県

【概要】

運動展開の経緯

ごみ減量の推進を目的として、ごみのうちの3～4割を占める生ごみ対策を推進するため、食品ロスの発生抑制に向け、平成18年度から「おいしいふくい食べきり運動」を展開しています。

「おいしいふくい食べきり運動」

県民への呼びかけ

家庭での取組

- 食材を購入するときは気をつける
 - ・買い物に出かける前に、冷蔵庫の確認 等
- 食事のあとに気をつける
 - ・調理くずは再調理し、工夫して食材を使い切る 等
- 食事の時に気をつける
 - ・できるだけ家族そろって食べる 等

外食時の取組

- ・食べきれないと思った時は、「小盛りできますか？」 等

宴会時の取組

- ・出席者の性別や年齢などを店側に伝え、適量注文を心がける 等

お店の方々へのお願い

- 以下の取組のような、食べ残しを減らす取組を行ってもらえる飲食店、料理店、ホテル等のお店へ、「おいしいふくい食べきり運動」協力店登録を依頼
 - ・「小盛りできます」「食べられないものがあれば相談してください」などをメニューへ表示
 - ・持ち帰りできる形での料理の注文があった場合に、食中毒の危険がない料理を折り詰めなどで持ち帰り用として提供
 - ・食べ残しが減るような意識啓発の店内表示、呼びかけ

取組経過

家庭への働きかけ

〔平成18年度〕

- ・関係団体へ食べきり運動協力依頼
- ・食べ残しを減らす調理法のアイデア募集と冊子の配布
- ・1人1日あたり100gのごみ減量化冊子作成

- 〔平成19年度〕
 - ・第2回食育推進全国大会へ出展（パネル展示等）
 - 〔平成20年度〕
 - ・食べ残しをしない3R推進メッセージ
 - ・福井県産牛乳パックに買物の前に冷蔵庫を確認するようメッセージの掲載
 - 〔平成21年度〕
 - ・食育推進全国大会等種々の大会でパネル展示
 - ・食品ロスの公開組成調査
- 飲食店等事業者への働きかけ

- 〔平成18年度〕
 - ・飲食店に「おいしいふくい食べきり運動」協力店登録の呼びかけ
- | |
|-------------|
| 平成18年度末392店 |
| 平成19年度末455店 |
| 平成20年度末516店 |
- 「健康づくり応援の店」事業と連携

運動の展開による効果の把握

協力店の97店（50%）から5%以上の減少効果があったと回答を得ています。

類似の取組を展開する自治体

- 「ちば食べきりエコスタイル（ちば食べエコ）」（千葉県）
- 「食べ残しを減らそう県民運動」（長野県）
- 「おいしいとやま食べきり運動（たベキリン）」（富山市） など

出典：福井県ホームページ

主体	役 割
住民	食品ロスの取組への参画・協力
事業者	食品ロスの取組への参画・実施
市町	食品ロスの取組のPR・推進
県	食品ロスの取組のPR・推進 食品ロスに取り組む団体の支援
自治会 NPO 等民間団体	食品ロスの取組への参画・協力

（2）水切り運動の展開

生ごみに含まれる水分は80%程度であり、その水分のほとんどは食物自身が持っている水分（固有水分）であることから、絞る、乾かす等の水切りの必要性をPRするとともに水切りを浸透させることでごみの減量をはかります。

取組事例

水切りモニターの募集

【取組主体】新潟市

【概要】生ごみ水切り用具モニターを募集し、水切りによる減量効果を体験してもらうことにより水切り運動の浸透をはかっています。

生ごみ水切り用具モニター（生ごみ3Rモニター）大募集！

生ごみの水切り用具を利用して、減量効果を重量で計っていただくモニターを募集いたします。生ごみは水分が多く、焼却のために多大なエネルギーが費やされています。そのため生ごみの水切りは、ちょっとした努力で環境への大きな貢献となりえます。

市ではその効果を把握し、水切り運動を推進していきたいと考えていますので、ぜひご協力をお願いいたします！

なお、モニターになっていただいた方には**利用した水切り用具をプレゼント**いたします！

モニター期間：平成22年8月の1ヶ月間

利用用具：生ごみカラット、しぼりっ子、水切りダイエットの3種類のうち1つを選んでいただきます



生ごみを新聞紙などに平たく包んで生ごみカラット（かご）に縦に入れて入れます。風通しの良い場所につるして乾燥させます。



生ごみをしぼりっ子の中に入れて、押して水分を絞ります。



三角コーナーやネットを利用し「水切りダイエット」を押し当て、水を切ります。

モニター実施方法：生ごみを水切り前と水切り後に秤で重量を計測し、記録用紙に記録していただきます。（計量後はごみとして排出。秤は市でお貸しします。）

- ・モニタリング方法説明書
- ・記録用紙（生ごみカラット用）
- ・記録用紙記入例（生ごみカラット用）
- ・記録用紙（しぼりっ子・水切りダイエット用）
- ・記録用紙記入例（しぼりっ子・水切りダイエット用）

なお、モニタリング期間終了後にアンケート実施を予定していますので、回答していただきたいと思ひます。

募集人数：利用用具ごとに30名程度（応募多数の場合は抽選）

募集期間：平成22年6月30日（水）まで

応募方法：新潟市役所環境部廃棄物政策課企画係までご連絡ください。

なお、市ではモニター制度の実施にあたって、モニターの方々に水切り用具の利用方法などを説明する場を設ける予定です。モニターになっていただく方には別途お知らせいたしますので、ぜひ参加していただきたいと思ひます。



出典：新潟市ホームページから抜粋

主体	役割
住民	水切りの協力・実施
事業者	水切り用具の開発
市町	水切りのPR・推進
県	水切りのPR
自治会 NPO等民間団体	水切りの協力・参画

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 食品ロスの削減				
(2) 水切り運動の展開				

基本方向9 ごみゼロ社会を担うひとづくり・ネットワークづくり

基本取組9 - 1

環境学習・環境教育の充実

1 取組の内容

(1) 環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発

世代別、家庭・職場・地域別など対象に応じた環境学習や環境教育のプログラムにより、より効果的で継続的な環境学習・教育を進めるため、年齢層や場所に応じてさまざまな環境学習・教育の機会において活用できるツールやプログラム等の開発を行います。

《取組事例1》

キッズISO14000の取組

【取組主体】三重県

【概要】三重県では、平成17年6月に策定した「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を踏まえ、環境教育の実践活動として、県内の小学校児童が家庭における省エネルギー等の取組を通じて環境への関心を高める「キッズISO14000プログラム(入門編)」の取組を推進しています。このプログラムは企業のCSRや地域環境コミュニケーションとしても活用することができ、学校と企業、行政をつなぐ環境保全活動・環境教育にも役立っています。

《取組事例2》

企業等と連携した環境学習

【取組主体】NPO法人子ども環境活動支援協会(LEAF)(西宮市(兵庫県))

【概要】西宮市では、NPO法人子ども環境活動支援協会(LEAF)が、会員企業の清酒メーカーや食品メーカー等の協力を得て、市内の小中学校で環境学習支援プロジェクトを実施しています。

■授業実施までの流れ

1. 環境学習プログラムの企画・準備
分科会ごとに企画会議を行い、企業メンバーをはじめ実施校の担当教員や保護者を交えながら子どもへの学習プログラムを考えます。
2. 学校での環境学習プログラム実施
分科会ごとに、市内の小中学校の総合的な学習の時間の中などで、子どもたちに環境学習の授業を行います。
3. 授業実施後のふりかえり
分科会ごとに、実施後の感想や今後に向けての話し合いを行います。

■授業スケジュール

子どもたちに身近なテーマや地域性を考慮して設定された6つの分科会ごとに企業などのメンバーや授業実施校の担当教員、保護者などが集まり、西宮市内の小学生～高校生を対象に授業を行っています。

衣	①テーマ「明るい未来のために～身近な環境への取り組み～」 〔衣〕食〕住〕と合同)	
	協力企業 (株)アンリ・シャルバンティエ、(株)チクマ、中北幸環境・建築研究所 武庫川女子大学附属高等学校2年生:6月3日(土)	
食	②テーマ「明るい未来のために～エコな暮らし～」〔衣〕住〕と合同)	
	協力企業 グンゼ(株)、(株)チクマ、中北幸環境・建築研究所、 難波電話電気工業(株)、(有)村田堂 武庫川女子大学附属高等学校2年生:12月2日(土)	
住	①テーマ「明るい未来のために～身近な環境への取り組み～」 〔衣〕食〕住〕と合同)	
	協力企業 (株)アンリ・シャルバンティエ、(株)チクマ、中北幸環境・建築研究所 武庫川女子大学附属高等学校2年生:6月3日(土)	
住	②テーマ「食は生命の輝き」	
	協力企業 生活協同組合コープこうべ、大家サービス(株) NPO法人子ども環境活動支援協会 西宮市立甲陽園小学校5年生:11月24日(金)	
住	③テーマ「食は生命の輝き～『もったいない』から考えよう～」	
	協力企業 伊藤ハム(株)、生活協同組合コープこうべ、大家サービス(株) NPO法人子ども環境活動支援協会 西宮市立東山台小学校5年生:2月5日(金)	
住	①テーマ「明るい未来のために～身近な環境への取り組み～」〔衣〕食〕住〕と合同)	
	協力企業 (株)アンリ・シャルバンティエ、(株)チクマ、中北幸環境・建築研究所 武庫川女子大学附属高等学校2年生:6月3日(土)	
住	②テーマ「明るい未来のために～エコな暮らし～」〔衣〕食〕住〕と合同)	
	協力企業 グンゼ(株)、(株)チクマ、中北幸環境・建築研究所、 難波電話電気工業(株)、(有)村田堂 武庫川女子大学附属高等学校2年生:12月2日(土)	

出典：特定非営利活動法人子ども環境活動支援協会(LEAF)ホームページ

《取組事例3》

県立学校環境マネジメント

【取組主体】三重県

【概要】平成17年度から全県立学校で「県立学校環境マネジメント」を実施し、校長の「環境に関する取組の方針」のもと、PDCAサイクルに基づき、行事やイベント等での環境保全に関する発表や展示、地元の小学校、自治会、企業と連携しての地域美化活動等の環境教育に取り組んでいます。

《取組事例4》

学校版環境ISO認定制度

【取組主体】福井市（福井県）

【概要】「福井市学校版環境ISO認定制度」とは、市立の幼・小・中学校における環境教育、環境保全活動を総合的かつ効果的に進めるために、「福井市」と「福井市環境パートナーシップ会議」が協働で考案・創設した制度で、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の骨格となっているPDCAサイクルを利用した仕組みとなっています。

平成17年度のモデル事業を経て、18年度に18校、19年度20校、20年度に新たに30校が取り組みはじめたことで、市立の幼・小・中学校全68校が福井市学校版環境ISO認定制度に取り組んでいることとなります。

（参考）

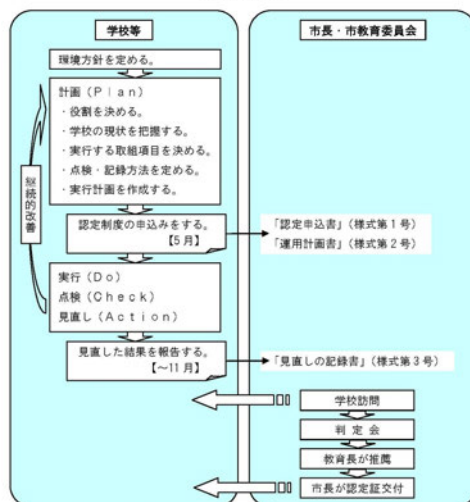
ごみ減量による処理費用の削減分を公共施設で自由に使える予算として還元するフィフティ・フィフティ制度の導入は減量促進に有効と思われます。

（取組事例）岡山県玉野市では、平成16年度からフィフティ・フィフティ制度を導入し、電気代を削減できた場合に一部予算を学校へ還元しています。

福井市学校版環境ISO認定制度の概要

本制度は、ISO14001の「PDCAサイクル」の考え方をプログラムに反映させており、プログラムに則して取り組んでいる市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という）を認定する流れになっています。

全体フロー図



実行する取組項目（例）

分類	取組項目
環境教育	省エネルギー・省資源活動が体験できる授業を行う。
	教職員を対象とする環境問題や環境教育に関する研修を行う。
省エネルギー	使用していない教室や廊下、トイレなどの照明をこまめに消す。
	プリントを印刷するときは必要な枚数を確認する。
	片面を使用した用紙で、可能なものは裏面を利用する。
リサイクル	地域のごみ分別ルールに従って分別する。
	学校の備えではごみが少なくなるように工夫する。
環境保全活動	学校で取り組んでいる環境学習、環境保全活動について園児・児童・生徒の保護者に伝達する。
	家庭で実践できる環境保全活動について園児・児童・生徒の保護者に案内し、協力を求める。

出典：福井市学校版環境ISOの手引き

《取組事例5》

食育とリンクしたごみ減量の取組

【取組主体】山口県宇部市

【概要】宇部市では食育推進のひとつとして、子ども達に食の大切さを知らせ、基本的な食習慣、正しい食事のマナーを身につけてもらうことを目的として、平成18年3

月から、川上小学校をマイはし・マイスプーン持参運動モデル校として、取り組んでいます。

(取組の利点)

- ・献立を見て、はし・スプーンを自分で選択するようになり、食事に関心をもつことにつながります。
 - ・親子で献立を見るようになり、昼も夜もカレーという、「カレーカレー現象」がなくなります。
 - ・カップのヨーグルト等での紙スプーンが不要になり、ごみ減量に貢献できます。
- など

出典：宇部市ホームページ

主体	役割
住民	ツール・プログラム等の活用
事業者	情報提供
市町	ツール・プログラム等の活用
県	関係各機関との連携によるツール・プログラム等の開発
自治会 NPO 等民間団体	ツール・プログラム等の開発、行政の取組への参画、情報提供

(2) 20年後(平成37年)のライフスタイル体験プログラムの実施

ごみゼロプランのめざす20年後の地域社会の姿やライフスタイルの優れたところや良いところを子どもから大人まで幅広い年代の方たちに理解してもらい、将来の環境保全活動を担ってもらうため、物を大切に長く使う日本固有の生活文化や質的に豊かな生活、環境配慮型のライフスタイルなど、ある程度まとまった期間の中で体験させるプログラムを提供する仕組みを構築し、NPOや地域が協働のもとに運営します。

主体	役割
住民	体験プログラム提供事業への参加
事業者	体験プログラム提供事業への技術的、資金的協力
市町	体験プログラム提供事業の企画・運営、自治会、NPO等民間団体等への支援
県	体験プログラム提供事業の企画・運営、自治会、NPO等民間団体等への支援
自治会 NPO 等民間団体	体験プログラム提供事業の企画・運営、行政の取組への参画・協力

(3) 「こどもエコクラブ」の活動と「ごみゼロ」推進との連携強化

「こどもエコクラブ」の活動を通じてごみゼロ推進の取組の広域的な展開をはかるため、エコクラブ関係者との情報交流や、里山保全活動、自然観察会といった地域のエコクラブ活動への人材派遣などエコクラブに対する支援を行うとともに、リサイクル体験などエコクラブの会員を対象としたごみに関する学習会の共同開催など、相互の連携による取組を推進します。

主体	役割
住民	こどもエコクラブの活動への参加
事業者	こどもエコクラブの活動への協力
市町	こどもエコクラブの活動への協力
県	人材派遣などエコクラブに対する支援
自治会 NPO 等民間団体	エコクラブの会員を対象としたごみに関する学習会の企画・開催

○三重県のこどもエコクラブ登録人数は、[ただ今16,630人です。\(2010年12月31日現在\)](#)

? こどもエコクラブについて ▶▶ こどもエコクラブってなにをするの?

こどもエコクラブは、小・中学生なら誰でも参加できる、**環境活動クラブ**です。環境省が応援しています。

平成21年度は、全国で約3,700クラブ、179,400人の小・中学生が登録・活動しました。

■主な活動内容は2つ!

その1 エコロジカルあくしょん

「エコロジカルあくしょん」は、クラブが自主的に行う活動で、生き物調査、町のエコチェック、リサイクル活動など、環境に関することなら何でも「あくしょん」になります。



その2 エコロジカルとれーにんぐ

「エコロジカルとれーにんぐ」は、JECニュースで紹介されるもので、毎日の生活の中で地球や環境のことを楽しく考えるプログラムです。(JEC: Junior Eco-Club)



■他のクラブとの交流も図れるんだ!



他のクラブとの交流を希望するクラブを紹介する「エコロジカルこみゅにけーしょん」では、手紙、E-mail、ビデオレター、お互いの訪問などでクラブ同士の交流を深め、活動の幅を広げることができます。

■活動の期間は?

活動の期間は、毎年4月からの1年間ですが、いつでも登録して活動が始められます。もちろん、翌年も続けて登録できます。

出典：環境省ホームページ

(4) 家庭における環境学習・教育の推進

ごみゼロ社会を担う人づくりに関しては、家庭における学習や教育がとても大切です。このため、家庭でもごみゼロ社会の実現について話し合えるようなわかりやすいプランのPR版を作成し配布するとともに、家庭で楽しみながら気軽に取り組めるような環境学習・教育のツールの普及を進めることにより、家庭における環境学習・教育を推進します。

《取組事例》

◆イソップ計画の推進

【取組主体】四日市生活創造圏ビジョン推進協議会さんしごみまる(34530会)

【概要】三重県の「四日市生活創造圏ビジョン～ごみ問題あなたが主役です～」をもとにごみ問題の解決に向けた行動を広げ、住民・企業・行政の協働による地域づくりを推進することを目的とする市民活動団体として「34530会」がイソップ計画を推進しています。

イソップ計画は、国際的な環境マネジメントシステムであるISO14001の規格の考え方を手本にした、家庭で環境に負担をかけない暮らし方を提案する仕組みで、家庭から地域、地域から地球全体の環境影響を少なくしていくことを目的としています。具体的には、まず、「食べ残しはしません」「缶やびんは中を洗ってから出します」といった項目を最低5つ以上「イソップ計画マニュアル」から選択し、「約束シート」にそれを記入し事務局へ提出します。次に、約束した行動について3ヶ月経過後「報告シート」を事務局へ提出すると34530会から「イソップ家族認定証」が贈られます。

34530会では、平成13年3月の活動開始から地域に出向いて説明会等を開催するなど、その普及に取り組んでいます。

主体	役 割
住民	家庭における環境学習・教育の実施
事業者	環境学習等を推進するNPO等への協力・支援
市町	家庭における環境学習・教育の啓発、環境学習等を推進するNPO等への協力・支援
県	家庭における環境学習・教育の啓発、ごみゼロプランPR版の作成・配布、環境学習等を推進するNPO等への協力・支援、NPO等の掘りおこしやネットワークを図るための支援
自治会 NPO 等民間団体	家庭における環境学習・教育の啓発、環境学習・教育のツールの作成・普及活動

(5) 県環境学習情報センターの機能の充実と活用

三重県環境学習情報センターの機能を活用し、さまざまな年齢層に対する段階的・継続的な環境学習プログラムを提供するため、県環境学習情報センターの機能の充実・強化をはかるとともに、幅広い年齢層を対象とした環境学習プログラムを体系的・総合的に提供していきます。

《取組のイメージ》

- 「ごみゼロ環境学習プログラム」
- 「大人のためのごみゼロカレッジ」
- 「みんなでごみゼロ現場体験」

主体	役 割
住民	環境学習会への参加
事業者	情報提供、環境学習機会への協力
市町	地域への情報提供、環境学習会の提供
県	環境学習プログラムの企画立案、環境学習会の提供
自治会 NPO 等民間団体	情報提供、環境学習会への協力

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発	←		→	
(2) 20年後のライフスタイル体験プログラムの実施			←	→
(3) 「子どもエコクラブ」の活動と「ごみゼロ」との連携強化				
(4) 家庭における環境学習・教育の推進				
(5) 県環境学習情報センターの機能の充実と活用				

基本方向9 ごみゼロ社会を担うひとづくり・ネットワークづくり

基本取組9 - 2

ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

1 取組の内容

(1) より専門的な技術や知識を伝授する「ごみゼロ達人」の育成

地域の課題の解決に向け地域の主体的なごみゼロの取組を推進するため、ごみゼロに関するさまざまな分野における専門的な技術や知識を有しており、ごみゼロの“こつ”を伝授する「ごみゼロ達人」を育成し、地域のニーズを掘り起こすとともに、達人の派遣などを進めます。

《取組事例》

生ごみ堆肥化の指導者養成

【取組主体】三重県環境学習情報センター

【概要】三重県環境学習情報センターでは、指導者養成講座の一貫として「生ごみ堆肥化講座」を行い、生ごみ堆肥化の指導者を養成しています。

【主催】NPO法人 生ごみリサイクル思考の会・三重県環境学習情報センター

生ごみ堆肥化講座

三重県環境学習情報センター
指導者養成講座



家庭から出る生ごみはほとんどが焼却処理に回されています。生ごみを地域の循環資源として、リサイクル・堆肥化を推進します。生ごみの堆肥化だけに留まらず、造った堆肥を活用して野菜や花を育てるなどの知識を身に付けた、生ごみ堆肥化の指導者養成を行います。

【日時】平成22年9/18(土)、9/25(土)、10/23(土)、12/18(土)、平成23年2/26(土)
※9/18のみ10:00～16:00、ほか全て13:00～16:00 ※5日間1講座です

【会場】東員町資源ごみストックヤード
〒511-0244 員弁郡東員町大木51-1

【講師】NPO法人 生ごみリサイクル思考の会 理事長 川島 浩氏
※川島氏は東員町を起点に生ごみ堆肥化の指導者として活躍しておられます。リサイクルショップ「エコの館」の運営や講演活動など、ごみリサイクルに幅広く取り組んでおられます。
[NPO法人 生ごみリサイクル思考の会] 平成20年度みえ環境活動賞受賞

【内容】

- 第1回(9/18) 午前:生ごみ堆肥化リサイクルの意義 全容を学ぶ 講義
午後:堆肥作りの技術・実習(床材づくり)
- 第2回(9/25) 家庭における生ごみ処理(1次処理)
生ごみ処理ケースの作成
- 第3回(10/23) 生ごみケース管理
Q&A 問題と対策
- 第4回(12/18) 2次処理
2次処理の必要性 / 2次処理の方法 / 切り返しについて
- 第5回(2/26) 生ごみ堆肥の利用 完熟の判定
堆肥を使った土づくり 堆肥の利用を学ぶ / 野菜作り、花の栽培に利用するには / 堆肥の分配

【対象】◆生ごみの堆肥化に興味があり、地域活動でごみの減量に取り組みたい方
◆有機農法に興味のある方
◆自宅から出る生ごみを少しでも減らしたい方
※車で堆肥等を運べる方

【募集締切】9月10日(金)

【募集人数】15人程度 ※申込多数の場合は抽選、その場合は県内在住または県内に通勤・通学されている方を優先

【受講料】材料代 2,500円(コンポストケースを作成するため、ケースづくり、床材の材料費として必要になります)

出典：三重県環境学習情報センターホームページ

主体	役割
住民	ごみゼロ達人の研修の受講、派遣制度の活用
事業者	派遣制度の活用
市町	ごみゼロ達人育成への協力、ごみゼロ達人派遣制度の運用
県	ごみゼロ達人の育成
自治会 NPO 等民間団体	ごみゼロ達人育成への協力、派遣制度の活用

(2) 「ごみゼロ人材ガイドブック」の作成

ごみ減量化に熱心に取り組んでいる人たちと地域をつなぐことによりその活動をサポートするため、地域と密着した「ごみゼロ人材ガイドブック」を作成し、広く公開します。

主体	役割
住民	情報提供、人材ガイドブックの活用
事業者	情報提供、人材ガイドブックの活用
市町	情報提供、人材ガイドブックの作成・公開・更新
県	情報収集、人材ガイドブックの作成・公開・更新
自治会 NPO 等民間団体	情報提供、人材ガイドブックの活用

《取組事例》

環境カウンセラー

【取組主体】環境省

【概要】環境カウンセラーとは、市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民やNGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言など (= 環境カウンセリング) を行う人材として、登録されている方々です。平成22年4月現在で、約 4,300 人の環境カウンセラーの方々が活躍しています。



(環境カウンセラー登録データベース)

出典：環境カウンセラー登録データベース

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 「ごみゼロ達人」の育成		←→		
(2) 「ごみゼロ人材ガイドブック」の作成		←→		

第5章 プランの推進方策

1 短期・中期の目標設定

プランは、20年後（2025（平成37）年）のごみゼロ社会の実現をめざし多様な主体が協働していくための計画です。このような取組が長期にわたる計画については、進捗状況などを定期的に把握・評価し、プラン推進に関わるすべての主体が共有するとともに、必要に応じて取組の方向を見直し対策を追加するなど、推進活動のマネジメントを的確に行うことが重要です。

そこで、推進活動のマネジメントを行ううえでの一つの基準として、第3章に掲げた数値目標について短期、中期の目標を設定することとしました。その際、短期目標については2010（平成22）年度を、中期目標については2015（平成27）年度を目標年度としました。

【短期・中期の目標設定の考え方】

短期・中期の目標について、目標値の設定の考え方は次のとおりです。

～ については、先進事例などを基に評価した基本取組の「数値目標達成に対する貢献度」をベースに、今後のごみ減量等に関する法制度の充実や新たな技術の開発などを勘案した目標値としました。

なお、短期目標年度（2010（平成22）年度）において、これまでのごみ減量化等に関する取組結果の効果検証等を踏まえて「数値目標達成に対する貢献度」等を再評価し、これらの数値目標の見直しを行い、次のとおり変更しました。

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量削減率は、2009（平成21）年度実績において短期目標を上回っていることと、家庭系ごみ有料化等の取組が進むことや環境学習や環境教育の効果を見込み、中期目標（2015（平成27））年度を当初の設定目標の13%から20%の削減率へとより高い目標に変更しました。

また、事業系ごみについては2009（平成21）年度実績が最終目標に近づいていることと、ごみ処理手数料の適正化が進むことや市町によるごみ排出事業者への指導等が進むことを見込み、最終目標を当初設定した30%から4.5%、中期目標も13%から35%の削減率へと、より高い目標に変更しました。

資源としての再利用率の中期目標は、資源回収における民間割合の高まりを踏まえるとともに、生ごみ堆肥化の取組の進捗を見込み、中期目標を当初設定した目標である30%から22%に変更しました。今後は、民間による資源回収も含めた新たな指標の設定を検討していきます。

ごみの最終処分量の中期目標は、2009（平成21）年度実績がすでに中期目標を上回っていることと、ごみ排出量の減量と焼却残さの再利用が進むことを見込み、2006（平成18）年度に改定した目標76,000トン（当初の中期目標は96,800トン）から55,000トンに変更しました。

～ については、2010（平成22）年度に2004（平成16）年度実績値に対して約20%増とすることを、2015（平成27）年度にはそれを90%まで伸ばすことをめざす目標値としました。

については、2010（平成22）年度には9割の県民が、2015（平成27）年度にはすべての県民がプランを認知しているという状態をめざす目標値としました。

（1）ごみの減量化

発生・排出抑制に関する目標

【変更前】

指標名	数値目標		
	短期(2010年度) (平成22)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
ごみ排出量削減率	家庭系ごみ6% 事業系ごみ5% (対2002年度実績)	家庭系ごみ13% 事業系ごみ13% (対2002年度実績)	家庭系ごみ30% 事業系ごみ30% (対2002年度実績) 【参考】2002実績 2025目標 家庭系 535千t 375千t 事業系 252千t 176千t



【変更後】

指標名	実績	数値目標	
	2009年度 (平成21)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
ごみ排出量削減率	家庭系ごみ 10.9% 事業系ごみ 29.5% (対2002年度実績)	家庭系ごみ20% 事業系ごみ35% (対2002年度実績)	家庭系ごみ30% 事業系ごみ45% (対2002年度実績) 【参考】2002実績 2025目標 家庭系 535千t 375千t 事業系 252千t 139千t

資源の有効利用に関する目標

【変更前】

指標名	数値目標		
	短期(2010年度) (平成22)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
資源としての再利用率	21%	30%	50% 【参考】2002実績 2025目標 14.0% 50%



【変更後】

指標名	実績	数値目標	
	2009年度 (平成21)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
資源としての再利用率	13.3%	22%	50% 【参考】2002実績 2025目標 14.0% 50%

ごみの適正処分に関する目標

【変更前】

指標名	数値目標		
	短期(2010年度) (平成22)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
ごみの最終処分量	81,000t 〔対2002年度 約46%減〕	76,000t 〔対2002年度 約50%減〕	0t 【参考】2002実績 151,386t 2025目標 0t



【変更後】

指標名	実績	数値目標	
	2009年度 (平成21)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
ごみの最終処分量	64,586t 〔対2002年度 約57%減〕	55,000t 〔対2002年度 約63%減〕	0t 【参考】2002実績 151,386t 2025目標 0t

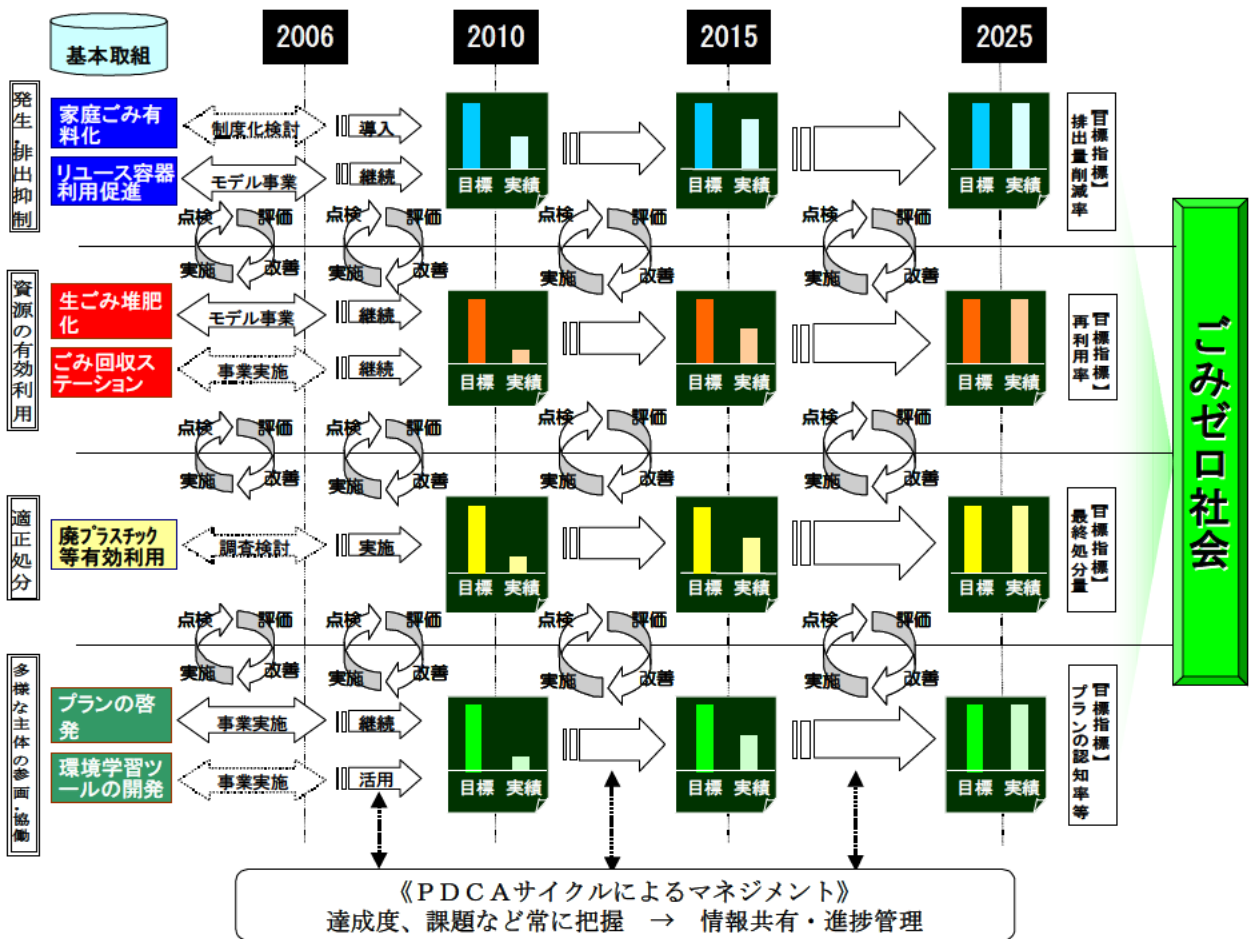
(2) 多様な主体の参画・協働

指標名(2004(平成16)年度実績値)	数値目標(%)		
	短期 (2010年度) (平成22)	中期 (2015年度) (平成27)	最終目標 (2025年度) (平成32)
ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%)	80	90	100
環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%)	60	90	100
食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%)	60	90	100
ごみゼロ社会実現プランの認知率(-)	90	100	100



指標名(2004(平成16)年度実績値)	実績(%)	数値目標(%)	
	2010年度 (平成22)	中期 (2015年度) (平成27)	最終目標 (2025年度) (平成32)
ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%)	59.4	90	100
環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%)	41.3	90	100
食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%)	47.3	90	100
ごみゼロ社会実現プランの認知率(-)	36.8	100	100

【プランの推進イメージ】



※ PDCAサイクルとは、PlanのP、DoのD、CheckのC、ActのAを組み合わせた言葉で、①計画の作成(Plan)、②その実施(Do)、③点検・評価(Check)、④改善(Act)というサイクルを繰り返すことにより、目標達成を行おうとする方法です。

2 プラン推進のマネジメント

(1) 各主体の役割に応じた取組の推進

プランを実効性のあるものとし、「ごみゼロ社会」を実現していくためには、住民、事業者、市町、県、自治会・NPO等民間団体がそれぞれの役割を認識したうえで、自主的にごみの減量化・再資源化に向けた取組を進めることとします。具体的には、「基本方向ごとの取組」で整理した役割に基づき、目標に向けての継続的かつ長期にわたる実践を行っていきます。

こうした取組をさらに効果的にするために、主体ごとに、ごみの減量化のための組織を立ち上げ、情報交換などを行います。

(2) 各主体間の連携・協働

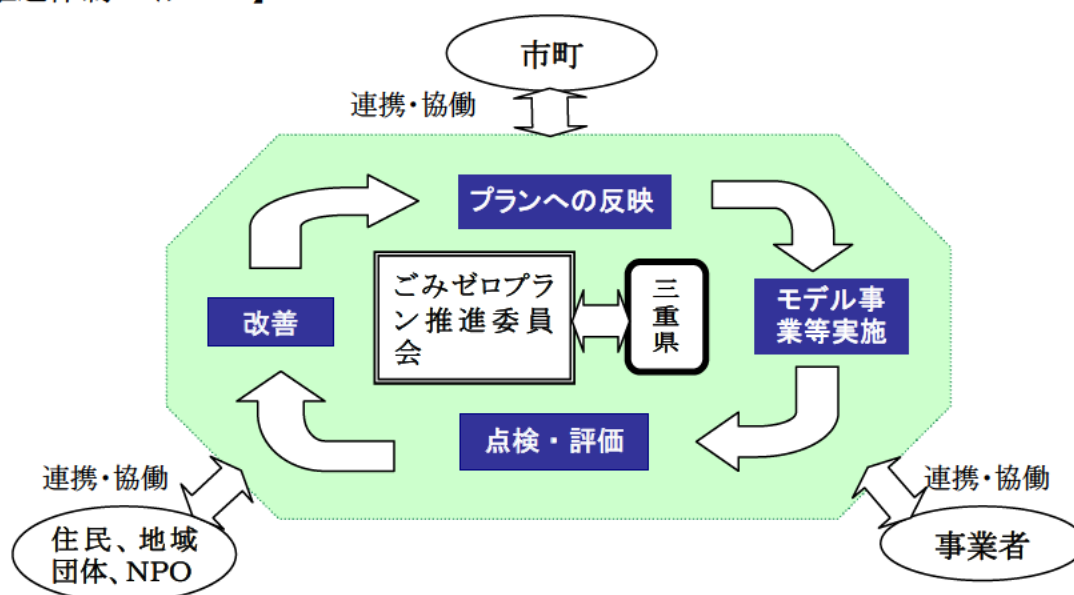
各主体の自主的な取組と同時に、それらの連携・協働も「ごみゼロ社会」の実現には、大きな力となります。こうした主体間の連携・協働のために、毎年定期的に各主体の取組を発表できる場や情報交換できる場を設定します。

(3) 全県的な推進体制の確立

さらに、プランをより効果的かつ確実に進めるためには、上記の各主体の取組を全体的に点検・評価することにより、問題点や課題を把握し、それらを改善し、取組に反映していく必要があります。

そのため、各主体を構成員とするプラン推進のための全県的な組織として「ごみゼロプラン推進委員会」を設置し、定期的にプラン推進の取組を検証・評価し公表するなど、PDCAサイクルに基づくマネジメント体制を整備し、本プランの実効性を担保していきます。

【推進体制のイメージ】



3 プランを取り巻く諸課題

(1) 再利用の困難なものの有効利用—焼却エネルギーの有効利用—

やむを得ず排出された「ごみ」については、最大限資源として再利用（リユース、マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル）を行っていきませんが、一方、現時点では、県民の社会生活に支障が生じないように、日々排出される多量のごみを処理していかなければなりません。また、目標年度においても、コストや環境負荷、技術的な面から、再利用が困難な廃棄物については、焼却により処理せざるを得ないものは残ると考えられます。

このため、今後も焼却施設などを活用した処理も行っていく必要があると考えますが、この場合であっても、従来のような単純焼却ではなく、可能な限り熱回収が行われ、エネルギーとして有効利用されることが重要です。

焼却エネルギーの有効利用については、現在、県内7施設（14市町）で製造されたRDFによるごみ固形燃料発電のほか、1市が溶融施設、2市がごみ焼却施設での発電により、熱回収を行っています。また、一般廃棄物の焼却残さは、現在、廃棄物処理センターで溶融スラグ化され、発生したスラグはコンクリート製品の骨材等として再生利用されていますが、同センターの溶融処理施設の稼働停止に伴い、参画市町からの焼却残さが、円滑で適切に民間処理が行われるよう三重県環境保全事業団と取り組むとともに、参画市町との調整などを行っています。

今後、エネルギー効率の良い焼却技術の開発やさらなる再生利用のための研究を国内・県内の研究機関等と進めていく必要があります。また、バイオマス利用については、先行事例やコスト等を十分検討したうえで対応していくことが重要です。

なお、ごみ固形燃料発電については、日々多量に発生するごみを適正に処理し、エネルギー資源として有効活用しようとするものですが、平成28年度までは県が15年8月の事故の教訓を踏まえ、安全・安定な運転に努め、29年度以降のあり方については、引き続き関係市町と協議を進めていきます。

（2）災害時等の適正処理の確保

平成16年の県内の台風による災害発生において見られたように、災害によるごみは、一斉かつ大量に発生します。また、将来予想される東海、南海、東南海地震による災害発生時にも、同様のことが言えます。速やかな災害地域の復興のためには、災害ごみの速やかな処理が不可欠ですが、そのためには十分な分別収集等が困難ななか、平常時からの災害廃棄物の仮置場の選定あるいは、焼却や埋立による処理も想定しておかなければなりません。

こうしたことから、これらの処理のための施設を一定確保していくことが重要であり、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を担保するため、市町とともに定期的な会議や伝達訓練を実施することが重要です。また、平成16年10月以降に市町等や関係団体と締結した広域応援協定に基づく的確かつ円滑な応援態勢の運用や他府県との連携とともに広域的な受入・処理体制の確立を検討していく必要があります。さらに、平成21年に施行された「海岸漂着物処理推進法」により、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る必要があります。

（3）不法投棄対策

空き缶、ペットボトルなどの飲料容器やテレビ、冷蔵庫などの家電製品の不法投棄が後を絶たず、その処理について、環境保全上また財政上などの面から、周辺地域の住民や自治体が苦慮しています。一方、各市町においては、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」の制定、不法投棄防止のための監視パトロール強化などの取組を行っています。効果的なものとはなっていないのが実情です。

今後は、これまでの取組を継続的にねばり強く行いながら、より一層の環境教育の推進、道路や海岸線の美化活動への参加を広くよびかけ、警察本部や各警察署との連携を強化し、ポイ捨てができないような地域づくりを進めるとともに、廃家電についての不法投棄対策として販売時負担方式への制度改正（家電リサイクル法の改正）など新たな仕組みづくりや罰則の強化などを引き続き国に求めていきます。

(5) 取組の計画的、段階的な推進

プランの取組を進めるにあたっては、市町のごみ処理システムについて、既存のごみ処理施設などハードの部分の改善と、分別収集や再資源化のルートなどソフトの部分の改善をきちんと連動させていく必要があります。

このため、個々の市町等の課題や実情に応じた、計画的、段階的なプログラムに沿った対応が重要となってきます。

例えば、分別ルールの統一といったテーマがありますが、分別というのはあくまで手段であり、最終的には分別されたものが効率よく再資源化され、適正に処分されなければなりません。現状では、市町ごみ処理システムにおける再資源化のルートや処理施設などはさまざまであり、これらの仕組みは短期間で簡単に変えることができない場合がほとんどです。地域の特性などから、必ずしも同じ再資源化の方法が最適であると言えない場合もあると考えられます。

また、分別ルールといっても、単にごみの分別区分のことだけを指すのか、排出方法や場所、収集の日や回数なども含めるのかで大きく考え方が変わってきます。

これに対応するため、その手始めとして市町村合併をきっかけとして、地域内のごみ処理のあり方について検討し、その地域にとって最適なシステムとすることを前提として、再資源化や処分等の仕組みの統一に向けた取組が進められてきました。

今後は、市町のごみ処理が環境負荷面、コスト面など総合的な視点からも効果的・効率的となるよう、ごみ処理システムの最適化に向けた取組を進めていくことが重要です。

また、これから迎える人口減少化社会も見据えたごみ処理のあり方の検討等が求められます。

(6) 現行法制度上の制約等に対する対応

ごみゼロ社会実現に向けた各種の取組については、実質的にごみ減量等に対して有効であり、社会的にも問題はないと思われるものであっても、現行のリサイクル関連法の規定やそれらの運用の仕組み、国の一般廃棄物処理に関する方針などに照らしたとき、問題となる場合が想定されます。例えば、NPO・自治会等の民間団体や企業が、生ごみの堆肥化やペットボトル、食品トレイ等の再生可能資源物のリサイクルなどの事業に関わる場合、その事業の仕組みや対象となる資源物等の取扱い方によっては、それら企業や団体が収集運搬業の許可を取得していないと違法な行為となってしまう場合があります。

また、現行の法律等の内容や運用の仕方を少し変えることにより、ごみ減量化の取組が大きく進展することが想定されます。例えば、食品リサイクル法上の登録再生利用事業者の要件を緩和することなどで、生ごみの再資源化に大きな弾みがつくことが想定されます。

こうしたことから、ごみ減量化に対して本当に効果のある取組を進めるため、また、取組をより効率的に、あるいは、広域的に展開するため、国等に対して積極的に法制度の改正や新たな制度の創設などを提言していくとともに、構造改革特区制度の活用についても検討することが必要です。

第6章 県の行動計画

1 県の役割

「第1章 4 プランの基本事項」に記載したように、県は市町とともにプラン推進のためリーダーシップを発揮し、広域的な見地から積極的に取り組むとともに、「基本方向ごとの取組」に掲げられている役割を主体的に果たします。

2 県の主な取組

(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の周知・啓発

「ごみゼロ社会」の実現には、ごみに関わるすべての主体の実践が必要であり、その実践の指針となるものが、本プランです。そのため、各主体がこのプランを十分理解し行動することが重要な鍵であり、積極的にこのプランの周知・啓発を今後とも行っていきます。

(2) 県庁舎等における「ごみ減量化」に向けての取組

現在三重県では、環境への負荷を継続的に改善するため、本庁と各地域庁舎(一部研究機関、小児心療センターあすなろ学園など一部の単独地域機関を含む)においてISO14001に基づき、「庁内オフィスごみ排出量の削減」、「コピー用紙使用量の削減」、「温室効果ガス排出量の削減(地球温暖化防止)」など継続的な環境負荷の低減に取り組んでいます。

今後も「ごみゼロ社会」の実現に向けて、県の率先行動としてより一層のごみ減量化に取り組んでいきます。

(3) 推進のマネジメント

「第5章 2 プラン推進のマネジメント」に記載したように、プラン推進のマネジメントを行います。環境行政を所管する部門だけでなく、農業、商工業を所管する部門、教育を所管する部門、試験研究を所管する部門等においても、ごみ減量化の視点を取り入れながら施策を実施するとともに、それぞれの取組の相互評価を行うなど横の連携を確保しつつ、県行政が一体となって総合的にこのプランを推進していきます。

(4) モデル事業等の実施とその成果の普及

ごみ減量化に向けた先駆的、先進的なモデル事業を平成17年度から市町等との協働により実施してきましたので、その検証を行ったうえで、22年度の改定にあわせプランへ反映しました。

今後は、より多くの市町にこれらのモデル事業で実施した取組の普及を行っていきます。

また、県独自にごみ減量化等可能性調査などを実施してきましたので、その効果及び問題点を整理し、市町が自らごみ減量に取り組むための情報提供を行っていきます。

【モデル事業等のテーマ】

- ・ 生ごみの再資源化システムの構築
- ・ 家庭系ごみの有料化の推進
- ・ 埋立ごみ(ガラス・陶磁器くず)の分別収集システムの構築
- ・ 住民参画によるごみ処理基本計画づくり
- ・ レジ袋の削減(有料化の導入) など

(5) 市町・事業者等への支援等

一般廃棄物の処理は、市町の自治事務であることを認識しつつ、ごみゼロ社会に向けての取組を行う市町、事業者等に対して、情報提供のみならず、コーディネート、仕組みの提案などを行っていきます。

(6) 広域的な取組の推進

市町の枠組みを越えた取組や技術的支援、また、近隣府県と連携した取組を推進します。

(7) 政策提言・要望

プランを着実に推進するために必要な法制度の改正等、国や関係者に対する政策提言・要望を積極的に行っていきます。

3 ごみ処理施設の整備の方向

20年後(平成37年)においても、再使用や再生利用ができなく、やむを得ず焼却処理をする必要がありますが、その場合従来のような単純な焼却ではなく、可能な限り熱回収が行われ、エネルギーとして有効利用されることが重要です。

こうした処理施設については、技術面や費用面、市町・地域ごとの実情、整備時期等を総合的に勘案する必要があります。その具体的な内容については、市町の一般廃棄物処理計画において具体的に位置づけられますが、一般廃棄物の処理については市町の自治事務であるという原則を踏まえ、必要に応じて市町に対して広域的な立場からの技術的支援や調整、国等への制度要望等を行うとともに、県においても、将来の人口減少化社会を見据え、広域的な処理のあり方について検討していきます。

なお、三重ごみ固形燃料発電事業については、平成29年度以降のあり方について、関係市町等との十分な議論を行い、22年度中を目途として、その方向性について一定の整理をしていくこととしています。